

<要介護認定の結果が出る前に介護保険サービスを利用したい場合の対応>

介護保険サービスを利用する為には、希望者本人が住んでいる市区町村の窓口にて申請を行う必要があります。申請後は介護認定調査を経て、結果の通知まで30日程要しますが、状況によっては一刻も早く利用したい場合があります。今回は、要介護認定が出る前に介護保険サービスを利用する方法と注意点について掲載致します。

もうすぐ退院なのに介護認定が間に合わない…  
どうしよう…



1. 介護保険法における介護保険サービスの利用について

「要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる」(介護保険法 第27条8項)。つまり、介護認定がおりると申請時から利用した介護保険サービスも保険給付の対象となります。

2. どのように動けばよいか

介護認定の申請時に地域包括支援センターに相談しましょう。地域包括支援センターもしくはケアマネジャーが暫定のケアプランを作成します

※注意点

- 1) 後に通知された介護度が想定よりも低かった場合、介護サービス費が限度額を超える場合があります。その場合、超えた分が全額自己負担となります。
- 2) 対象となる住宅改修費用は原則一人1回20万円までの為、後に介護認定がおりると自己負担はかかった費用の1~3割(所得により変動)となります。自立と判定された場合は全額自己負担となります。



自立と判定された場合も住宅改修等について給付を独自に行う市区町村は数多くあります。地域包括支援センターや市区町村の高齢福祉担当窓口でご相談ください。

参考文献：「電子政府の総合窓口 e-Gov」 [[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=409AC0000000123](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409AC0000000123)] (2019/9/22)